

# フィンランド農業見て歩き

— 森と湖に囲まれて  
環境にやさしい農業が行われていた —

特別研究員 木村 正洋

何年かぶりの猛暑にうたる北海道を逃れて、首都ヘルシンキ郊外のバンター空港に降り立ったのは一九九九年八月某日。今回の旅行では、いくつかの野暮用を兼ねていたが、心中では地球最北に広がる農業の実情を見ること、とりわけ環境問題に対する取り組みを視察することを最重点に考えていた。

筆者がヨキオイネン(Jokioinen)に在る国立フィンランド農業試験場(MTT)を訪れた際には、資源管理研究部長のクルバ博士(Sirpa Kurra)および環境プロジェクト担当のセーダールント氏(Leif Soederlund)から懇切なご案内とご教示をいただき、かつ必要な資料を提供していただいた。以下に旅行を通じて得られた見聞の一端を報告する。

## — 試練と変革の中で —

最初の目的地、南東部カレリア地方の寒村ユウツェノ(Joutseno)を訪れたときは、ちょうど麦畑の収穫が始まっていたが、草丈三〇〜四〇cmほどに伸びた茎の頂上に貧弱な穂を付けている作物の光景にわが目を疑ったものである。関係者の話によると、一九九九年は二〇世紀最大級の干魃に見舞われて、作物の生育が極端に不良とこのことであった。前年九八年には数十年来の多雨に襲われて、大凶作を経験した余韻がまだ冷めていないのであるが。

各地を回っているうちに、フィンランドの農業が現在大きな試練と変革の時期を迎えて、困難に挑戦している姿が浮き彫りになってきた。一九九五年EUに加盟し、共通農業政策(CAP)に組み入れられたことが直接的な引き金となった。その年を境に、農畜産物価格が一挙に三〇%程度下落したことをきっかけに、離農者が急増し、農地・農



村問題が緊急課題として浮上してきた。一九九九年までの五年間は移行期間としてフィンランド独自の激変緩和措置が認められているが、二〇〇〇年以降は特例措置が全て排除されることになる。追い打ちをかけるように、二〇〇〇年以降のEU政策指針「Agenda2000」のなかで、農畜産物価格の更なる低下方針が決定している。

さらに、二一世紀の早い時期に中欧・東欧諸国のEU加盟が予定されており、そのことにもない、加盟国間における食料需給調整が新たな難題として提起されることが必至の情勢である。フィンランドの自然条件は他のEU加盟国と比較して、農業生産上必ずしも有利でないで、このことが不安材料として受け止められている。

### — 粗放農業のすすめ —

フィンランド国内を旅行すると至る所に森と湖が広がっている。気象条件に比較的恵まれている南部は、麦類を中心とする畑作地帯であるが、見渡す限り広がる畑の風景は何処に行っても目に入らない。大きな区画でもせいぜい三〜四畝に区切られた不整形の畑が森林と混在しているのである。畑も森も形や大きさがまちまちで個性的、これらが一体になって自然を形作っている姿を見ることが出来る。フィンランド人の価値観によると、農業は何十年、何百年にわたって形作られてきた半自然であり、そこには原始の自然と異なる独自の生態系と景観が存在するので、原始の自然と同様に保存すべき環境として考えられている。自然と農業は環境概念の中で共存している。

農家の一戸あたり耕地面積は平均二四畝だが、一戸あたり森林面積は四六畝である。しかも、全農家の九五%が森林を所有し、製材や林産加工品が農業収入を補填する重要な収入源となっている。フィンランドでは森

を切り開いて新たに畑を造成することばかり考えられていないし、その逆に、離農跡地の荒廃を防止するために植林が奨励されているのである。

気象条件が比較的厳しい中部や北部では酪農経営が行われている。

寒冷地に適する飼料作物として大麦、エン麦、牧草が栽培され、一〇〇%国内生産により自給している。一戸あたり搾乳牛飼育数は平均一四頭とかなり小規模で粗放飼育が特長である。ちなみに、肉牛経営の場合、一戸あたり飼育数は一〇頭、養豚は一五一匹、卵鶏は二、六〇〇羽で北海道と比較するといかにも小規模である。フィンランドでは家畜排泄物による環境汚染対策が農家の経営より優先的に考慮され、その結果加重な環境負荷を避けるための政策が採用されている。さらに、多頭飼育は動物生活環境の悪化をもたらし、動物の健康にとって好ましくないとの世論があることも一因である。

## — 共通農業政策 (CAP) のもとで —

EUは一九九二年にCAPの大幅な改革を行った。それまで採用してきた、高い水準の価格支持政策により、農業の集約化が進み、化学肥料や農薬の使用量が増加した結果水と土壌汚染が拡大し、生態系や自然景観が破壊されてきたことを反省して、それまで進めてきた方向とは逆行する新しい政策を決定した。その政策の特長は加盟国が独自に環境プログラムを作成すること、および農家の自主的な判断にもとづく任意参加制度である。つまり、農家は国の指針にもとづいて、独自の環境プログラムを作らなければならない。

フィンランドは一九九五年のEU加盟にともない、CAPのもとで新しい環境プログラムがスタートした。この国における環境プログラムの中心課題は河川・湖沼・海洋における水質保全である。最近一部

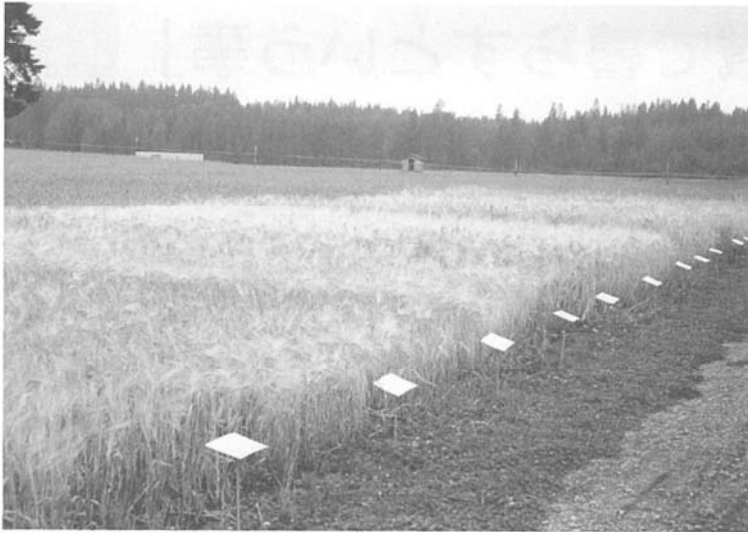
の水系で藍藻の発生が確認され、農業系からの肥料分、特にリン酸の流出による富栄養化が原因と特定された。環境プログラムを推進するために、EUとフィンランド政府が各三分の一ずつ費用を拠出し、参加農家への補助金支出が行われる。フィンランドにおける参加農家数は九〇%にのぼり、耕地面積の九〇%以上が補助金対象となっている。EU全体では参加農家数一五%、対象耕地面積二〇%であることが比較すると、フィンランド農家の環境意識が並はずれて高いことがわかる。

環境プログラムに参加して、補助金を受ける資格条件は次の通りである。上述の通り、農家自身がアドバイザーの助言を受けて、個々にプログラムを作成しなければならない。肥料の使用量および家畜糞尿の管理と使用に関しては一定の基準を満たすこと。畑作地帯では収穫後翌春までの間、土壌が流出しないよう適切に管理すること。河川など水系と隣接する耕地の場合は、境界に非耕作地帯を設けて永年性植物を植えること。農地の景観および生物多様性を維持すること。

## — 有機生産への期待 —

有機生産に関しては一九九〇年に国独自の生産管理制度が導入されて以降増加が続いているが、一九九五年のEU加盟後は毎年数万戸ずつ加速度的に増加している。その理由として、新しい環境プログラムのもとで有機生産に対する補助を受けられることとなり、従来農法との所得格差が縮小したことが第一にあげられる。もちろん、CAPが環境保全を優先的に指向しているなかで農家の環境意識が次第に向上してきていることが有機生産への転換に拍車をかけていることは疑いない。

フィンランドにおける有機生産の契約期間は五年間。その期間には三年間の転換期間が含まれており、その期間内に全耕作面積を有機生



産に転換しなければならない。有機生産においては化学肥料と化学農薬の使用が全面的に禁止される。緑肥と堆厩肥の使用は認められているが、厩肥の使用量は基準量以下でなければならない。

一九九八年現在の有機生産面積は転換期間中を含めて全耕地面積の六%にあたる約一二万畝、補助金需給農家数は全農家の五・五%にあたる約五千戸である。EU全体ではそれぞれ二%、一%程度の参加比率なので、ここにおいてもフィンランドが図抜けている。現在のところ補助対象は栽培作物に限られているが、近い将来食肉を含めるための準備が進められている。対象作物の内訳は牧草と穀類がそれぞれ四〇%と多い。穀類は主に飼料用のエン麦およびライ麦が中心である。その他、緑肥一〇%、豆類二%、野菜・ベリー・ハーブ五%、ばれいしよ二%となっている。牧草と飼料用作物のかんりの割合と緑肥については自家用と考えられる。すなわち、販売対象外作物の有機生産の比率が圧倒的に高いことが特長である。

フィンランドでは有機生産を「食品の安全性」や「生産物の品質」と結びつける議論がほとんど聞かれない。食料自給率が一〇〇%に近い状況のなかで、国内生産食料の安全性に関してはなんら疑問が出ていない。また、生産物の品質を科学的に立証することは難しく、有機生産と高品質を結びつけることは無理であろう。さらに有機生産は従来生産法と比較して減収を避けられずかつ生産量が不安定なうえ、市場が未整備なことを考慮すると、農家にとって有利な生産方法ではない。フィンランドで有機生産が伸びているのは、これら農家にとっての不利益を理解した上で、環境保全のために必要な生産技術として受け入れられているからに他ならない。ここに環境保全型農業の原点を見る思いがした。